

その他医師偏在対策に関する事項 について

病院等の2か所(複数)管理

現状と課題 (まとめ)

- 医療法上、病院又は診療所の管理者は、都道府県知事の許可を受けた場合を除き、他の病院又は診療所を管理しない者でなければならない（第12条第2項）とされている。
- 現状では、医療法Q&Aにおいて、都道府県知事の許可がなされる場合については、2カ所管理によらなければ地域の医療需要を満たし得ない場合や、施設の規模・診療時間からみて2カ所を管理しても施設の管理が適正になされる場合に限られるものとして、具体的には以下のような場合が認められると示している。
 - (1) 無医地区等医療施設が少ない地区に開設する病院等の兼任管理
 - (2) 社会福祉施設に開設する診療所の兼任管理
 - (3) 事業所等に開設される従業員等を対象として開設される病院等の兼任管理
 - (4) 休日又は夜間の地域医療体制の整備のために開設される病院等の兼任管理



見直しの方向性

- 医師少数区域における医師偏在を是正するため、2カ所管理が可能である場合として、「医師少数区域に開設する病院等の兼任管理」等（上記（1）～（4））を明確化してはどうか。